

国務院の中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験を

普及することに関する通知

上海自貿試験区の一部措置が全国へ拡大される

トランザクションバンキング部

2015年1月29日、国務院は「中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験を普及することに関する通知」(国発〔2014〕65号、以下略称「65号通知」)を公布しました。中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、「上海自貿試験区」)で施行されている改革・開放の一部措置である、投資管理・貿易監督・金融刷新・事中事後管理に係わる29項目を全国へ拡大するものです。

中央政府部門が管轄する29項目の内28項目を2015年6月30日までに全国へ拡大するとし、地方政府が管轄する6項目の内5項目を2～3年以内を実施すると規定しています。

中央政府部門の管轄項目では、個人経常項目の人民元クロスボーダー決済や、外貨資本金の元転の自由化、ゲーム娯楽設備の生産・販売等が全国で可能となります。他にも全国の税関特別監督管理区域への輸入貨物の事前検査項目等が拡大されます。地方政府が管轄する項目としては、企業設立に“ワンストップサービス”の実施、公共信用情報サービスプラットフォームの構築、企業年度報告公示制度の確立が行われる予定となっています。

2015年6月30日までに全国で実施可能となる一部項目(その他項目についてはP.5をご参照ください)

- ✓ 個人その他経常項目の人民元決済業務：個人が人民元をクロスボーダー支払手段として使用できるようになり、個人事業主も対外貿易の中で人民元決済を利用できるようになります
- ✓ 外商投資企業の外貨資本金自由元転：外商投資企業は、外貨資本金の元転時にエビデンスを提出せずに全額元転することが可能になるため、企業は資金ニーズおよび為替相場により自由の両替のタイミングを選択することができるようになります
- ✓ 直接投資項目の外貨登記・変更登記を銀行で行うことが可能になります
- ✓ ファイナンスリース会社の商業ファクタリング業務の兼業が可能になります
- ✓ ファイナンスリース会社の子会社設立時に求められていた最低登録資本金制限が撤廃されます
- ✓ 株式制外資投資性会社の設立が可能になります
- ✓ 外商投資信用調査会社の設立が可能になります
- ✓ 内資・外資企業によるゲーム機の生産・販売が可能になります

各措置の具体的な実務については、期日までに実行に移すために、今後、各責任部門より関連通達が公布されると思われますので、引続き動向を注視して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国务院关于推广中国（上海）自由贸易试验区可复制改革试点经验的通知 (国发〔2014〕65号)</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>设立中国（上海）自由贸易试验区（以下简称上海自贸试验区）是党中央、国务院作出的重大决策。上海自贸试验区成立一年多来，上海市和有关部门以简政放权、放管结合的制度创新为核心，加快政府职能转变，探索体制机制创新，在建立以负面清单管理为核心的外商投资管理制度、以贸易便利化为重点的贸易监管制度、以资本项目可兑换和金融服务业开放为目标的金融创新制度、以政府职能转变为核心的事中事后监管制度等方面，形成了一批可复制、可推广的改革创新成果。经党中央、国务院批准，上海自贸试验区的可复制改革试点经验将在全国范围内推广。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、可复制推广的主要内容</p> <p>上海自贸试验区可复制改革试点经验，原则上，除涉及法律修订、上海国际金融中心建设事项外，能在其他地区推广的要尽快推广，能在全国范围内推广的要推广到全国。有关部门结合自身深化改革的各项工作，已在全国范围复制推广了一批经验和做法。在此基础上，进一步推广以下事项：</p> <p>（一）在全国范围内复制推广的改革事项。</p> <p>1. 投资管理领域：外商投资广告企业项目备案制、涉税事项网上审批备案、税务登记号码网上自动赋码、网上自主办税、纳税信用管理的网上信用评级、组织机构代码实时赋码、企业标准备案管理制度创新、取消生产许可证委托加工备案、企业设立实行“单一</p>	<p style="text-align: center;">國務院の中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験を普及することに関する通知 (国発〔2014〕65号)</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、國務院各部委、各直属機構：</p> <p>中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、上海自貿試験区)の設立は党中央、國務院が策定した重大な方針決定である。上海自貿試験区が成立して一年が経過し、上海市と関連部門は政務簡素化と権限委譲、管理開放を結合した制度刷新を核心理とし、政府機能転換を加速し、体制構造の刷新を摸索し、ネガティブリスト管理を核心理とした外商投資管理制度、貿易利便化を重点とした貿易監督管理制度、資本項目の両替可能と金融サービス業の開放を目標とした金融刷新制度、政府機能転換を核心理とした事中事後監督管理制度等の構築の面で、複製可能で拡大可能な改革刷新の成果を形成した。党中央、國務院の批准を経て、上海自貿試験区の複製可能な改革試行経験を全国範囲へ拡大する。ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、複製・普及可能な主要内容</p> <p>上海自貿試験区が複製可能な改革試行経験は、原則上、関連法律の改定、上海国際金融センター建設事項を除いて、その他の地区へ拡大できるものは迅速に拡大し、全国へ拡大できるものは全国へ拡大する。関連部門は自らの改革を深化させると共に、既に一部の経験と方法を全国へ複製して拡大した。これを基礎として、さらに以下事項を普及させる：</p> <p>（一）全国へ複製・普及する改革事項</p> <p>1. 投資管理領域：外商投資広告企業プロジェクト備案(届出)制、税務関連事項のオンライン審査批准備案、税務登記コードのオンライン自動付与、オンライン自主納税、納税信用管理のオンライン信用等級決定、組織機構コードのリアルタイム付与、企業標準備案管理制度の刷新、生産許可証委託加工備案の取消、企業設立の“ワンストップサービ</p>

窗口”等。

2. 貿易便利化領域：全球維修產業檢驗檢疫監管、中轉貨物產地來源證管理、檢驗檢疫通關無紙化、第三方檢驗結果采信、進出口生物材料製品風險管理等。

3. 金融領域：個人其他經常項下人民幣結算業務、外商投資企業外匯資本金意願結匯、銀行辦理大宗商品衍生品櫃台交易涉及的結售匯業務、直接投資項下外匯登記及變更登記下放銀行辦理等。

4. 服務業開放領域：允許融資租賃公司兼營與主營業務有關的商業保理業務、允許設立外商投資資信調查公司、允許設立股份制外資投資性公司、融資租賃公司設立子公司不設最低註冊資本限制、允許內外資企業從事遊戲游藝設備生產和銷售等。

5. 事中事後監管措施：社會信用體系、信息共享和綜合執法制度、企業年度報告公示和經營異常名錄制度、社會力量參與市場監督制度，以及各部門的專業監管制度。

(二) 在全國其他海關特殊監管區域複製推廣的改革事項。

1. 海關監管制度創新：期貨保稅交割海關監管制度、境內外維修海關監管制度、融資租賃海關監管制度等措施。

2. 檢驗檢疫制度創新：進口貨物預檢驗、分線監督管理制度、動植物及其產品檢疫審批負面清單管理等措施。

二、高度重視推廣工作

各地區、各部門要深刻認識推廣上海自貿試驗區可複製改革試點經驗的重大意義，將推廣工作作為全面深化改革的重要舉措，積極轉變政府管理理念，以開放促改革，結合本地區、本部門實際情況，着力解決市場體系不完善、政府干預過多和監管不到位等問題，更好地發揮市場在資源配置中的決定性作用和政府作用。要適應經濟全球化的趨勢，逐

“實施等。

2. 貿易便利化領域：グローバルなメンテナンス産業検査檢疫監督管理、転売貨物産地証管理、検査檢疫通關のペーパーレス化、第三者検査結果の採用、出入国生物材料製品のリスク管理等。

3. 金融領域：個人其他經常項目的人民元決済業務、外商投資企業の外貨資本金の元転の自由化、銀行のコモディティデリバティブ商品を取り扱う店頭取引に関連する両替業務、直接投資項目の外貨登記および変更登記権限を銀行へ委譲して取り扱う等。

4. サービス業開放領域：ファイナンスリース会社の主營業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業を許可、外商投資信用調査会社の設立を許可、株式制外資投資性会社の設立を許可、ファイナンスリース会社が最低登録資本金制限を設定せずに子会社を設立することを許可、内外資企業がゲーム娯楽設備の生産と販売に従事することを許可する等。

5. 事中事後監督管理措置：社会信用体系、情報共有と綜合法律執行制度、企業年度報告公示と經營異常リスト制度、社會作用の市場監督制度への参加、および各部門の專業監督管理制度。

(二) 全國其他稅關特別監督管理區域へ複製・普及する改革事項。

1. 稅關監督管理制度刷新：先物保稅決済の稅關監督管理制度、域内外メンテナンスの稅關監督管理制度、ファイナンスリースの稅關監督管理制度等の措置。

2. 検査檢疫制度刷新：輸入貨物の事前検査、分線監督管理制度、動植物およびその生産品検査審査批准ネガティブリスト管理等の措置。

二、普及業務を高度に重視

各地區、各部門は上海自貿試驗區の複製可能な改革試行經驗を普及することの重大意義を真剣に認識し、全面的に改革を深化する重要措置として業務を普及し、政府の管理理念を積極的に轉換し、改革を開放促進し、本地区、本部門の實際の状況を統合し、市場体系の不完全さ、政府の過度の行政関与と監督管理が不十分等の問題の解決に注力し、資源配置における市場の決定的役割と政府の役割をより發揮すること。經濟のグローバルなトレンドに適應し、徐々

<p>步构建与我国开放型经济发展要求相适应的新体制、新模式，释放改革红利，促进国际国内要素有序自由流动、资源高效配置、市场深度融合，加快培育参与和引领国际经济合作竞争的新优势。</p> <p>三、切实做好组织实施 各省（区、市）人民政府要因地制宜，将推广相关体制机制改革措施列为本地区重点工作，建立健全领导机制，积极创造条件、扎实推进，确保改革试点经验生根落地，产生实效。国务院各有关部门要按照规定时限完成相关改革试点经验推广工作。各省（区、市）人民政府和国务院各有关部门要制订工作方案，明确具体任务、时间节点和可检验的成果形式，于2015年1月31日前送商务部，由商务部汇总后报国务院。改革试点经验推广过程中遇到的重大问题，要及时报告国务院。</p> <p>附件：1. 国务院有关部门负责复制推广的改革事项任务分工表 2. 各省（区、市）人民政府借鉴推广的改革事项任务表</p> <p style="text-align: right;">国务院 2014年12月21日</p>	<p>に中国開放型經濟の發展要求に相応しい新体制、新モデルを構築し、改革の成果を還元し、国際国内要素の秩序ある自由流動、効率の高い資源配置、市場の深い融合を促進し、国際經濟協力競争に参加して率先する新たな優位性を加速して育成すること。</p> <p>三、適切な実施 各省(区、市)人民政府はその土地の事情に適した措置をとり、関連体制構造改革措置を本地区の重点業務として普及し、健全な指導体制を構築し、積極的に条件を創造、確実に推進し、改革試行経験の定着を確実に保証して実施効果を出すこと。国务院の各関連部門は規定された期限に基づいて関連改革試行経験の業務普及を完成させる。各省(区、市)の人民政府と国务院各関連部門は業務プランを制定し、具体的な任務、時間と検査可能な成果形式を明確にし、2015年1月31日より前に商务部へ送付し、商务部が集計後国务院へ報告すること。改革試行経験を拡大する過程で発生した重大問題は、遅滞無く国务院へ報告すること。</p> <p>附属資料:1. 国务院関連部門が責任をもって複製・普及する改革事項任務分業表 2. 各省(区、市)人民政府が手本として普及させる改革事項任務表</p> <p style="text-align: right;">国务院 2014年12月21日</p>
--	---

附属資料1 国務院関連部門が責任をもって複製・普及する改革事項任務分業表

番号	改革事項	責任部門	拡大範囲	時限
1	外商投資広告企業プロジェクト備案(届出)制	工商総局	全国	2015年6月30日まで
2	税務関連事項のオンライン審査批准備案	税務総局		
3	税務登記コードのオンライン自動付与			
4	オンライン自主納税			
5	納税信用管理のオンライン信用等級決定			
6	組織機構コードのリアルタイム付与			
7	企業標準備案管理制度の刷新			
8	生産許可証委託加工備案の取消			
9	グローバルなメンテナンス産業検査検疫監督管理			
10	中継貨物産地出所証管理			
11	検査検疫通関のペーパーレス化			
12	第三者検査結果の採用	人民銀行		
13	出入国バイオ材料製品のリスク管理			
14	個人のその他経常項目下の人民元決済業務	外貨管理局		
15	外商投資企業の外貨資本金自由元転			
16	銀行のコモディティデリバティブ商品を取り扱う店頭取引に関連する両替業務			
17	直接投資項目下の外貨登記および変更登記の取扱い権限の銀行への委譲	商務部		
18	ファイナンスリース会社の主營業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業を許可			
19	外商投資信用調査会社の設立を許可			
20	株式制外資投資性会社の設立を許可			
21	ファイナンスリース会社の子会社の設立における最低登録資本金制限の廃止	文化部		
22	内外資企業がゲーム娯楽設備の生産と販売に従事することを許可			
23	投資者条件、企業設立フロー、業務規則、監督管理、規定違反処罰等の面で、新たに開放される産業の具体的監督管理要求の明確化、専門監督管理制度の改善	各産業監督管理部門	参考にして全国へ拡大	開放拡大状況に合わせる
24	先物保税受渡の税関監督管理制度	税関総署	税関特別監督管理区域	2015年6月30日まで
25	域内外メンテナンスの税関監督管理制度			
26	ファイナンスリースの税関監督管理制度			
27	輸入貨物の事前検査	質検総局		
28	ライン別監督管理制度			
29	動植物およびその生産品検査審査批准ネガティブリスト管理			

附属資料2 各省(区、市)人民政府が手本として普及させる改革事項任務表

番号	改革事項	主要内容	時限
1	企業設立に“ワンストップサービス”を実施	企業設立に“ワンストップサービス”の集中受理を実施	2～3年内
2	社会信用体系	公共信用情報サービスプラットフォームの構築、信用情報、信用商品の使用に関連する制度の改善等	
3	情報共有と総合法律執行制度	情報サービスと共有プラットフォームの構築、各管理部門監督管理情報の集計・応用と全面共有の実現；各部門が連動した法律執行、協調協働体制の構築等	
4	企業年度報告公示と経営異常リスト制度	工商登記制度改革と組み合わせた、企業の監督管理に対する市場化、社会化方式を運用	
5	市場監督制度への社会的力の参加	サポート指導、政府による公共サービスの購買、標準制定等の制度の確立を通じて、産業協会と専門サービス機構の市場監督への参加を支援	
6	專業監督管理制度の改善	産業監督管理部門へ協力し專業監督管理制度を完備	開放拡大状況に合わせる

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259